

給水装置工事申込書 (新設・改造・メーター移設・撤去・一時)

宇美町長 様

令和 年 月 日

下記のとおり給水工事を申し込みます。なお、裏面の誓約書について誓約し、宇美町上水道給水条例及び諸規程を遵守いたします。

また、本申請における手続及び工事の一切を、下記指定給水装置工事事業者に一任します。

申込者	住所			
	カナ氏名	生年月日	S・H	年 月 日
		水道料金納付方法	納付書払い・口座振替	

(注) 基本的には、申込者は土地又は家屋の所有者で、給水装置の所有者(新設の申込者)になります。一時用申請の申込者(負担金納入者)は、使用者・一時用申込者欄に記入してください。

工事場所	地番	宇美町	丁目	番
	住居表示	宇美町	丁目	番号
用途	家事用・営業用(契約水量 m ³ /月)・官公署用(契約水量 m ³ /月)・一時用			
量水器	口径 mm	個 (うち共用栓 個)	戸数	戸
集合住宅検針方法	戸別・親メーター・集中検針盤	受水槽	無・有(有効容量 m ³)	
指定給水装置工事事業者	指定番号住所事業者名電話番号	指定番号()	<input type="checkbox"/> 工事完了後、給水管からの漏水又は閉塞による出水不良等が発生した場合、当社が責任を以って対応します。	

※ 申込者と水道料金の請求先同一でない場合や一時用申込者はここに記入 指定給水装置工事事業者と同じ

使用者・一時用申込者(水道料金請求先・一時用負担金納入者)	住所			
	カナ氏名	生年月日	S・H	年 月 日
		水道料金納付方法	納付書払い・口座振替	

※ 申込者と土地所有者が同一でない場合に記入

土地所有者	私所有の本件土地において、本件給水装置工事を行うことを承諾します。 令和 年 月 日			
	住所	氏名		

※ 記載された電話番号は、行政事務の効率化のために、宇美町役場で取扱う業務上でご連絡する際に利用させていただくことがありますのでご了承ください。

【町記入欄】

位置図 平面図・断面図 売買契約書・登記事項証明書(写し) 建築確認済証明書(写し) 名義変更届 字図

(※アパート等 給水契約書 集中検針盤に関する契約書 小規模貯水槽水道設置届 アパート等名称・建物所在地・住居表示・管理会社等(共用栓・空室時の請求先)

申込手数料	100 円(納入)	水栓番号	既新	No.	
一般負担金	円(納入)	検針順路			
預り金	円(納入)	水系			
工事負担金	円(納入)	自治会			
給水契約書	不要・要(受理)	口径決定計算書	不要・要(受理)	受付印	
排水設備等計画確認申請書	不要・要す・済				
台帳入力	決裁日	許可連絡	システム入力	チェック	

払出日	/	:	検査のみ	調定開始月	年 月 分
メーター番号	検満	/	指針	m ³	(地上・地下)

R3.3.24

裏面(誓約書)有

誓約書

- 本申込における工事等の施工に関しては、関係法令を遵守し、不備があった場合は直ちに是正します。また、利害関係者との間に紛争または事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。
- 責任分岐点は量水器とし、量水器以降の給水装置については、私が維持管理を行います。ただし、官民境界から量水器までの管の長さが1mを越えるときは、民地または公道上に設置したバルブを責任分岐点とします。
- 量水器ボックスは破損がないようにし、私が維持管理を行います。
- 量水器の周りは清潔にし、検針、交換に支障がないようにします。
- 浄水器、軟水器等特殊器具に起因して問題(水圧・水質・水量等)が生じたときは、私が責任をもって解決します。
- 申請にあたり現場状況等をよく把握し、水圧低下・出水不良等があっても、苦情・異議申し立てはいたしません。
- 他人の土地に給水装置を設置もしくは他人が所有する給水装置(私設管)を使用または撤去する場合は、あらかじめ、その土地または給水装置(私設管)の所有者に対し、工事の目的、場所及び方法を通知したうえで施工します。
- この工事に関して、利害関係人またはその他の者から異議があったときは、すべて私方の責任において解決します。
- 所有権に変更が生じた場合は、速やかに給水装置所有者名義変更届を届け出るとともに、上記内容を継承させるよう遵守します。

【記入例】(新旧対比)

新設

給水装置 新設工事 改造工事 申込書
メーター移設・一時用

宇美町長 様

令和 年 月 日

1. 工事種別 宇美町 番地 (区 組)

2. 使用種別 家専用 営業用 官公署用 一時用

3. 戸数 棟 戸

4. 申込人数 人

5. 用途 家専用 営業用 官公署用 一時用

6. 専用共用別 専用 専用

1. 給水装置工事申込手数料 100 円

2. 一般負担金 円

3. 預り金 円

4. 先行工事負担金 円

請求書住所
氏名
〒 番 号
番 号

土地	家屋	水圧番号
所有権	所有権	検針階階
所有権	所有権	本 添
所有権	所有権	行前区番号

※ 右面の附近見取り図も詳細に書いて下さい。

旧

付近見取り図(位置図)は、A4サイズで別に添付に変わります。

「メーター設置確約書」は、この文章に変わります。

「特殊器具確約書」は、この文章に変わります。

誓約書

- ・申込における工事等の施工に関しては、関係法令を遵守し、不備があった場合は直ちに是正します。また、利害関係者との間に紛争または事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。
 - ・責任分岐点は量水器とし、量水器以降の給水装置については、私が維持管理を行います。ただし、官民境界から量水器までの管の長さが1mを越える時は、民地または公道上に設置したバルブを責任分岐点とします。
 - ・量水器ボックスは破損がないようにし、私が維持管理を行います。
 - ・量水器の周りは清潔にし、検針、交換に支障がないようにします。
 - ・浄水器、軟水器等特殊器具に起因して問題(水圧・水質・水量等)が生じた時は、私が責任をもって解決します。
- ※ 近隣の状況をよく把握し、水圧低下・出水不良等があっても、苦情・異議申し立てはいたしません。
- ※ 発生した場合は、速やかに給水装置所有者名義変更届を届け出るとともに、上記内容を継承させるよ

給水装置工事申込書 (新設・改造・メーター移設・撤去)

宇美町長 様

令和 年 月 日

下記のとおり給水工事を申し込みます。なお、裏面の誓約書について誓約し、宇美町条例及び施行規程を遵守いたします。

また、本申請における手続及び工事の一切を、下記指定給水装置工事業者に一任します。

「委任状」は、この文章に変わります。

「土地又は家屋の所有者」

「土地所有者」は、この欄に変わります。

「毎月の水道料金の納入者」

・申込手数料: 100円
・一般負担金: 135,000円/戸の納入者

「新」

※ 申込者と土地所有者が同一でない場合に記入

※ 私所有の本件土地において、本件給水装置工事を行うことを承諾します。

※ 記載された電話番号は、行政事務の効率化のために、宇美町役場で業務上での連絡等に利用させていただきます。

【町記入欄】

□位置図 □平面図 □売買契約書・登記事項証明書(写し) □建築確認済証(写し) □名義変更届

【※アパート等】 □給水契約書 □集中検針盤に関する契約書 □小規模貯水槽水道設備届 □アパート等名称・建物所在地・住居表示・管理会社等(共同後・空室時の請求先)

申込手数料	100 円	納入	水性番号	階
一般負担金	円	納入	検針階階	
預り金	円	納入	水系	
工事負担金	円	納入	自治会	
給水契約書	不要・要(変理)	□従決定計書	不要・要(変理)	表付印
換水設備検針階中継器	不要・要す・流			
台帳入力	決裁日	許可連絡	227ム入力	チェック
払出日	/	検査のみ	測定開始月	年 月 日
メーター番号	検測	/	指針	㎡ (地上・地下)

裏面(誓約書)有

- 一体化したもの
 - ・委任状
 - ・払出票
 - ・土地使用承諾書(新設分の提出が後日になる場合は、一時の申込書にも記入が必要となります。)
 - ・メーター設置確約書(写真等の添付書類は不要です。)
 - ・特殊器具確約書(パンフレット等の添付書類の提出は不要です。)
- 様式が無くなったもの
 - ・位置図(A4サイズで別に添付)
 - ・平面図(A4サイズで別に添付。提出日、業者名、工事場所地番を記載。)

●メーター払出・検査について●

しゅん工届出	検査・量水器払出日
火曜日までにしゅん工届出した分	金曜日
金曜日までにしゅん工届出した分	翌週の火曜日

払出日が祝日等である場合は、別途設定いたします。検査時間の指定は、できません。受付順です。

※いかなる理由があっても、払出し日を融通することはいたしませんので、希望の払出日がある場合は、しゅん工届出日にご留意ください。

※しばらくの間、旧様式での提出も可能ですが、その場合の添付資料等につきましては、これまでと同じ取り扱いとしますのでご注意ください。

【記入例】(新旧対比)

一時

給水装置 新設工事・改造工事
メーター移設・一時用 申込書

宇美町長 様

令和 年 月 日

1. 工事場所 宇美町 地区 ()

2. 使用種別 住宅用 商業用 官公署用 **一時用**

3. 戸数 1

4. 居住人数 1人

5. 用途 住宅用 商業用 官公署用 **一時用**

6. 専用共用別 専用 専用

上記のとおり申込みを行いますので、下記の手数料及び負担金を添えて申請します。

1. 給水装置工事申込手数料 100 円
2. 一般負担金 円
3. 預り金 円
4. 先行工事負担金 円

※ 右面の附近見取り図も詳細に書いて下さい。

※ 申込書には必ず本人が自筆にて記入して下さい。

旧

- 一体化したもの ●
 - ・委任状
 - ・払出票
 - ・土地使用承諾書 (新設分の提出が後日になる場合は、一時の申込書にも記入が必要となります。)

- 様式が無くなったもの ●
 - ・位置図 (A4サイズで別に添付)
 - ・平面図 (A4サイズで別に添付。提出日、業者名、工事場所地番を記載。)

令和3年4月1日より、一時用メーターは、しゅん工届出時に窓口でお渡しします。
口径が20mm以上のメーターで、在庫がない場合は、日数を要する場合がありますのでご了承ください。

一時用メーター設置後の確認は、後日、宇美町役場職員が現場にお伺いします。
指示がなければ、特に立会いは不要です。

付近見取り図(位置図)は、
A4サイズで別に添付に
変わります。

給水装置工事申込書 (新設・改造・メーター移設・撤去・一時)

宇美町長 様

令和 年 月 日

下記のとおり給水工事を申し込みます。なお、裏面の誓約書について誓約し、宇美町水道給水条例及び規程を遵守いたします。
また、本申請における手続及び工事の一切を、下記指定給水装置工事業者に一任します。

「委任状」は、この文章
に変わります。

土地又は家屋の所有者
(新設の申込者です。一時用申込者・一時用負)

「土地使用承諾書」
は、この欄に変わります。

「新

申込手数料 100 円 () 納入 水性番号 所
一般負担金 円 () 納入 検計用路
預り金 円 () 納入 水系
工事負担金 円 () 納入 自治会
給水契約書 不要・要() 受理) 口 僅決定計書 不要・要() 受理) 美林印
給水設備維持管理費 不要・要す・済
台帳入力 決裁日 許可連絡 ユズム入力 チェック
払出日 / : 検査のみ 調査開始日 年 月 日
メーター番号 検済 / 指針 円 (地上・地下)

※ 申込書と水料金金の請求書が同一でない場合や一時用申込者はここに記入 口 指定給水装置工事業者と同一

使用種別 住所 西
申請申込者 氏名 生年月日 年 月 日
代表者 氏名 水道料金 納付方法 納付書払い・口座振替

※ 申込者と土地所有者が同一でない場合に記入
私所有の物件土地において、本件給水装置工事を行うことを承諾します。 令和 年 月 日
住所 氏名

※ 記載された誓約書は、行政事務の効率化のために、宇美町役場 2階 205号室までご郵送ください。到着後、お取り寄せいたします。

【町記入欄】
口 位置図 口 平面図 口 売買契約書・登記事項証明書(写し) 口 建築確認済証(写し) 口 名義変更届
(※ アパート等 口 給水契約書 口 集中検計器に関する契約書 口 小規模貯水水槽水道設備届
口 アパート等名称・建物所在地・住居表示・管理会社等(共用種・空室時の請求先)

※ 裏面の附近見取り図も詳細に書いて下さい。

※ 申込書には必ず本人が自筆にて記入して下さい。

- ・申込手数料: 100円
- ・一般負担金: 7,700円
- ・預り金: 20,000円
- ・毎月の水道料金の納入者です。

※しばらくの間、旧様式での提出も可能ですが、その場合の添付資料等につきましては、これまでと同じ取り扱いとしますのでご注意ください。

着 工 届

令和 年 月 日

宇美町長 殿

指定業者住所

氏名

印

1 工事箇所 糟屋郡宇美町

2 申込者氏名

3 工事名

4 工期 令和 年 月 日

日間

令和 年 月 日

上記の工事を令和 年 月 日に着工しましたのでお届けいたします。

現場確認者氏名

印

断水日時 令和 年 月 日

時から

時まで

時間

断水区域

しゅん工届

令和 年 月 日

宇美町長 殿

指定業者住所

氏名

印

1 工事箇所 糟屋郡宇美町 (区 組)

2 申込者氏名

3 工事名

4 工期 令和 年 月 日

日間

令和 年 月 日

上記の工事を令和 年 月 日にしゅん工しましたのでお届けいたします。

検査員氏名

印

(NO

)

指摘事項

給水装置所有者名義変更届

令和 年 月 日

宇美町長 様

所有者の変更に際して、宇美町上水道給水条例及び諸規程を遵守し、責任をもって給水装置を管理します。

給水先住所	宇美町		
変更日 (引渡日等)	令和 年 月 日	水栓番号	

旧所有者	氏名			
	フリガナ			
新所有者	氏名	Ⓜ		
	住所 (住民票登録住所)	〒		
	生年月日	T S H	年 月 日	電話番号

添付書類：売買契約書(所在地・双方の記名押印のページのみ)又は、新所有者様の登記事項証明書のコピー

※ 水道料金の請求を、新所有者と違う方へ希望される場合は下記にご記入ください。

新使用者	フリガナ			
	氏名			
	住所 (住民票登録住所)	〒		
	生年月日	T S H	年 月 日	電話番号

上記のとおり届け出ます。

届出人

所有者 使用者 管理会社

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※ 売買される際は、引渡日に合わせて検針しますので、事前にご連絡ください。(立会い不要)

宇美町役場 上下水道課 092-934-2224

※ 記載された電話番号は、行政事務の効率化のために、宇美町役場で取扱う業務上でご連絡する際に利用させていただくことがありますのでご了承ください。

水道使用廃止届（一時用）

令和 年 月 日

宇美町長 様

使用者氏名 ・電話番号	⑩ ※一時負担金納付者です。 ☎
給水先住所	宇美町
用 途	一時用
廃 止 日	令和 年 月 日

※ 撤去したメーターと、預り保証金をお預かりした際に発行した還付書(要押印)を一緒にお出してください。(還付受付:平日の16時まで)

上記のとおり届け出ます。

届 出 人

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※ 記載された電話番号は、行政事務の効率化のために、宇美町役場で取扱う業務上でご連絡する際に利用させていただくことがありますのでご了承ください。

【町記入欄】

水栓番号	メーター回収日	メーター番号	指針等

小規模貯水槽水道設置届

宇美町長 殿

令和 年 月 日

設置者 住所

氏名

印

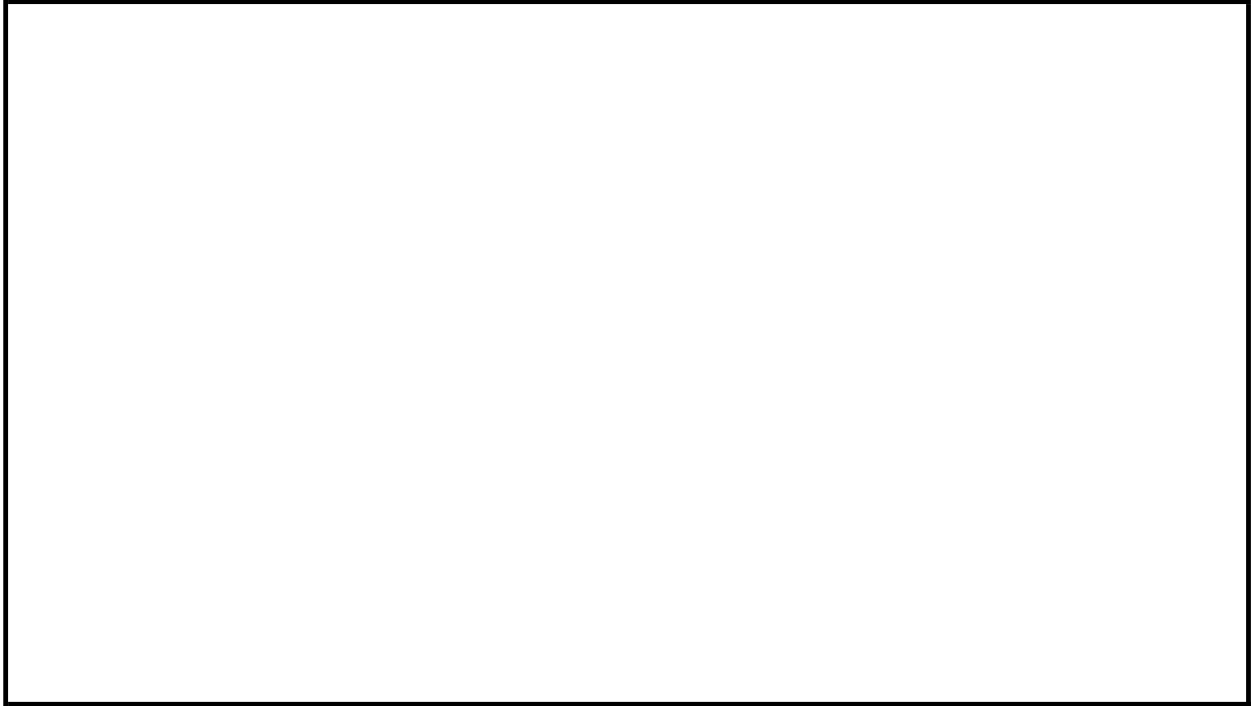
電話

1. 小規模貯水槽水道の設置について、次のとおり届け出ます。

施設の名称	
設置場所	
設置年月日	令和 年 月 日
管理者氏名	
同上住所	
同上連絡先	
施設の概要	受水槽有効容量 立方メートル
	高架水槽の有無 有 ・ 無
	高架水槽の有効容量 立方メートル
建築物の種別 (例：共同住宅、 商業ビル、事務 所、工場等)	

2. 施設の位置図

小規模貯水槽水道設置届裏面



3. 設置場所の見取図



4. 添付書類

- ・貯水槽の詳細図、カタログ等の構造や寸法が分かる資料。

貯水槽容量及び口径決定計算書

工事場所 _____

工事業者名 _____

建築内容

建築面積 m² 有効面積 m² 階数 階 戸数 戸

貯水槽型式 高置水槽 m³ 1日当り使用水量 m³ (別紙計算書添付)

1. 貯水槽容量の決定

a. 1日当り使用水量 = 有効面積 m² × 有効面積当り 人/m² × 単位給水量 ℓ/人
 = m³/日 = (または別途計算書による使用水量)

b. 貯水槽計算容量 = $\frac{1日当り使用水量}{1日当り使用時間} \times (4\sim6) = \frac{\text{}}{\text{}} \times \text{} = \text{} m^3$

c. 計算容量 m³ < 有効容量 m³ (内訳 たて × よこ × 有効高さ)

2. 給水管口径 (設計水圧0.147MPa/cm²) (口径 mm)

a. 動水勾配 $I = \frac{h \times 1,000}{L} = \frac{15 - \text{}}{\text{}} \times 1,000 = \text{} \%$

b. 1時間当り給水量 % ウェストン公式流量図より ℓ/s = m³/h

c. 1時間当り使用水量 = $\frac{1日当り使用水量}{1日当り使用時間} = \frac{\text{}}{\text{}} = \text{} m^3/h$

d. 1時間当り使用水量 m³/h < 1時間当り給水量 m³/h

e. 1サイズ小さい口径の給水量を求める (口径 mm)

(イ) 動水勾配 $I = \frac{h \times 1,000}{L} = \frac{15 - \text{}}{\text{}} \times 1,000 = \text{} \%$

(ロ) 1時間当り給水量 % ウェストン公式流量図より ℓ/s = m³/h

(ハ) 1時間当り使用水量 = $\frac{1日当り使用水量}{1日当り使用時間} = \frac{\text{}}{\text{}} = \text{} m^3/h$

f. 1時間当り使用水量 m³/h < メーター最大流量 m³/h

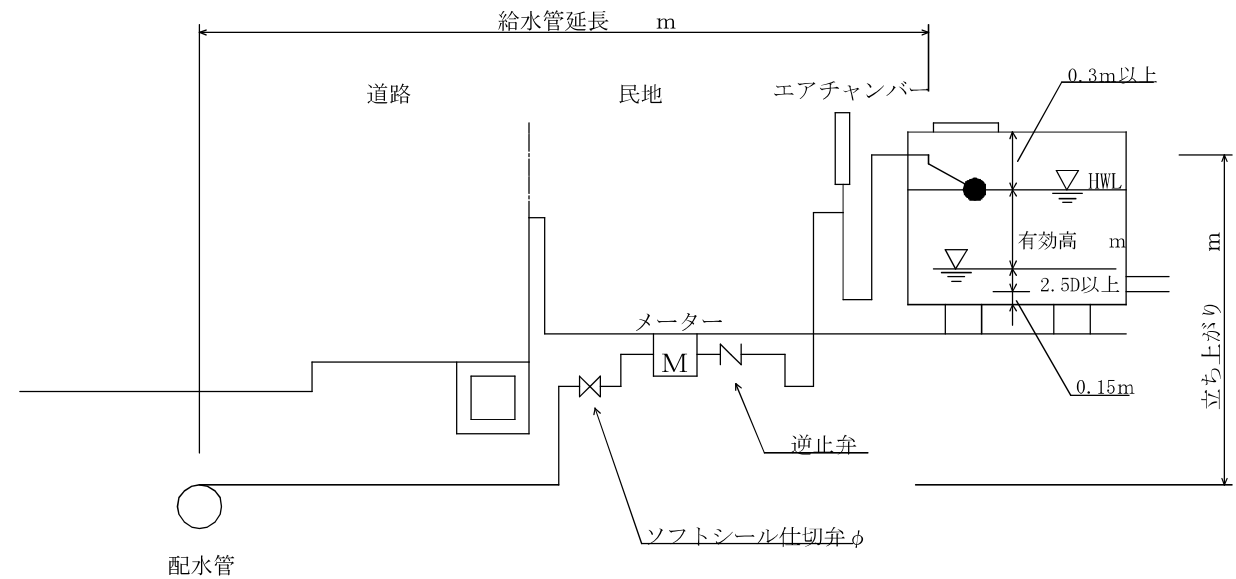
※以上によって口径は mm でよいことになる。

受水槽 $\text{} \times \text{} \times \text{} = \text{} m^3$

有効高さ = $H - (0.3 + 0.15 + 2.5D)$

= m

貯水槽までの配管系統図



仮定口径での直管換算長

品名	口径 mm の場合			1サイズ小さい口径 mm		
	個	1個当り損失水頭	損失水頭	個	1個当り損失水頭	損失水頭
管延長						
サドル分水栓						
割T字管						
埋設バルブ						
ソフトシール仕切弁						
メーター						
逆止弁						
エルボ (90°)						
エルボ (45°)						
チーズ (分)						
チーズ (直)						
ボールタップ						
損失水頭の合計 (m)						

起案回覧 年 月 日		起案・回覧完結 年 月 日		施行 年 月 日	分類(固・共) 大 中 上水道工務 指定店	保存期間 R 年
町 長	副町長	課長	課長補佐	係長	係	
課長決裁						

様式第1

指定給水装置工事事業者指定申請書

宇美町長 殿

令和 年 月 日

カガナ
申請者 氏名又は名称

〒
住所

カガナ
代表者氏名

TEL
FAX

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者)の氏名	
カガナ 氏 名	カガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(裏面あり)

【町記入欄】

受 理	手数料	納付書郵送日	納付確認日	証の受取方法	事業者証交付
窓口() 郵送()	新規・更新5,000円 事業者証2,000円			窓口受取 郵送	窓口交付() 郵送()

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称・フリガナ	
上記事業所の所在地	〒 TEL Fax
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名・フリガナ	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称・フリガナ	
上記事業所の所在地	〒 TEL Fax
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名・フリガナ	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

起案回覧 年 月 日		起案・回覧完結 年 月 日		施行 年 月 日	分類(回・共) 大 中 上水道工務 指定店	保存期間 R 年
町 長	副町長	課長	課長補佐	係長	係	
課長決裁						

様式第3

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

宇美町長 殿

令和 年 月 日

フリガナ
申請者 氏名又は名称

〒
住所

フリガナ
代表者氏名

TEL
FAX

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

指 定 番 号	第 号	
給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置 工事主任技術者の氏名・フリガナ	給水装置工事主任 技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

【町記入欄】

受 理	事業者証の交付	手数料	納付書郵送日	納付確認日	証の受取方法	事業者証交付
窓口() 郵送()	有 ・ 無	事業者証2,000円			窓口受取 郵送	窓口交付() 郵送()

誓約書

指定給水装置工事事業者 申請者 及びその役員は、水道法
第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者
であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

宇美町長 殿

水道法第25条の3 第1項第3号イからへ

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

宇美町指定給水装置工事事業者 指定(更新)時確認事項

令和 年 月 日

氏名又は名称

住所

代表者氏名

TEL

① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内で直近のもの)・・・HP公表対象外

● いずれかにチェックしてください。受講済みの場合は受講を証明する書類の写しを添付してください。

- 糟屋地区水道協会が主催する講習会を受講した。(年 月 日受講)
- 福岡県内の水道事業者が実施する講習会を受講。(年 月 日受講)
- 過去5年間に一度も講習会を受講していない。

講習会を受講していない理由をお書きください。

② 指定給水装置事業者の業務内容・・・HP公表対象

● 該当するものにチェックしてください。

【一般家庭、店舗等の敷地内に設置された給水装置】

- 新設・・・給水装置の新設に係る工事を一括して施行することができる。
- 改造・・・給水装置の変更や改造に係る工事を一括して施行することができる。
- 修繕・・・給水装置の故障、老朽化等の修繕にかかる工事を一括して施行することができる。
- その他・・・上記以外の工事を一括して施行することができる。

(その他の場合)施行可能な工事内容を記載してください。

【漏水修繕の対応箇所】

- 屋内 トイレ 給湯器 屋外
- その他 ()

【公道上に設置する水道本管】

- 新設・・・水道本管の新設に係る工事を一括して施行することができる。
- 修繕・・・水道本管の故障、老朽化等の修繕にかかる工事を一括して施行することができる。

③ 休業日・営業時間・・・HP公表対象

休業日 : ()

営業時間: (時から 時まで)

④ 技能を有する者の状況確認・・・HP公表対象外

● 下記水道法施行規則第36条第2号の(1)及び(2)の工事について技能を有する者の氏名を下欄に記入してください。また、これらの資格を保有する場合は、資格を証明する書類の写しを添付してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	上記(1)及び(2)両方の 施工経験を有している(○×を記入)	直近の施工年度	保有している資格 (資格が無ければ×を記入)

記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙をご利用ください。

上記(1)及び(2)の工事を施工しないため該当なし。

水道法施行規則第36条第2号

(1)配水管から分岐して給水管を設ける工事[配水管への分水栓の取付、せん孔]及び(2)給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事[給水管の接合]を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

上記(1)及び(2)に係る資格の例

- ・ 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ・ 職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士
- ・ 職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ・ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定は、平成29年4月に「配管技能者」へ一本化。

上記(1)及び(2)には該当しない資格の例

- ・ 1、2級管工事施工管理技士
- ・ 配水管技能者
- ・ 給水装置工事主任技術者

⑤ 給水装置主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内の受講の有無)…HP公表対象外

●指定給水装置工事事業者は、水道法施工規則第36条第4号により、給水装置工事主任技術者等の技術力の向上を図るため、施工技術等の習得を行える研修の機会を適時確保することが必要とされています。

過去5年以内に、指定給水装置工事事業者が選任している「給水装置工事主任技術者」及び「その他の給水装置工事に主に従事する者」の研修会の受講状況を記入してください。

- 外部研修の場合は受講を証明する書類の写しを添付してください。
- 自社研修の場合は、具体的な研修内容を示す書類(研修資料等)の写しを添付してください。

受講者名 (公表対象外)	研修会名・実施団体	受講年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙をご利用ください。

水道法施行規則第36条第4号

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

確認の対象とする研修について

以下のような、給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する研修を対象とします。

- ① 水道法(給水装置関連)
 - ・給水装置工事主任技術者の職務と役割
 - ・給水装置の構造及び材質
- ② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- ③ 給水装置の事故事例と対策技術
- ④ 給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

⑥ 確認事項のホームページ公表について

●「②指定給水装置事業者の業務内容」及び「③休業日・営業日」について、ホームページ等で公表して良いか、どちらかに○を付けてください。

※事業者名・所在地・電話番号・指定日・有効期限につきましては、宇美町の指定を受けた事業者様であれば、ホームページ上の指定給水装置工事事業者一覧に掲載します。

可 ・ 不可

確認事項につきましては、漏水等による修繕を依頼する場合や給水装置工事の施工に関する検討の際に、水道利用者の方の利便性の向上及び給水装置工事に係るトラブル防止のため、ホームページに公開します。

確認事項の提出がない場合は、更新手続き受付の際に聞き取り確認をさせていただきます。できる限り、提出のご協力をお願いいたします。

また、ホームページへの掲載を希望されない場合は、②③については「非公表希望」と表示いたします。

よろしく願いいたします。

起案回覧 年 月 日		起案・回覧完結 年 月 日		施行 年 月 日	分類(固・共) 大 中 上水道工務 指定店 係	保存期間 R 年
町 長	副町長	課長	課長補佐	係長		
課長決裁						

様式第10

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

宇美町長 殿

令和 年 月 日

㊦
申請者 氏名又は名称

〒
住所

㊦
代表者氏名

TEL
FAX

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

㊦ 氏名又は名称			
住 所			
㊦ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

【町記入欄】

受 理	事業者証の交付	手数料	納付書郵送日	納付確認日	証の受取方法	事業者証交付
窓口() 郵送()	有 ・ 無	事業者証2,000円			窓口受取 郵送	窓口交付() 郵送()

起案回覧 年 月 日		起案・回覧完結 年 月 日		施行 年 月 日	分類(固・共) 大 中 上水道工務 指定店	保存期間 R 年
町 長	副町長	課長	課長補佐	係長	係	
課長決裁						

様式第11

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

宇美町長 殿

令和 年 月 日

フリガナ
申請者 氏名又は名称

〒
住所

フリガナ
代表者氏名

TEL
FAX

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の 廃止・休止・再開 の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

※廃止届の場合は、事業者証を返却してください。
※休止届の場合は、事業者証を提出してください。再開届の際にお返しします。